

資料 1

令和5年11月22日(水)
令和5年度第2回
沖縄県国民健康保険運営協議会

【諮問】 令和6年度国民健康保険事業費 納付金等の算定方法について

沖縄県 保健医療部
国民健康保険課

沖縄県諮問保第7号

沖縄県国民健康保険運営協議会

令和6年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について（諮問）

みだしのことについて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項の規定により、別紙のとおり定めてよいか諮問します。

令和5年11月17日

沖縄県知事 玉城 康裕



項目	算定方法	
	令和5年度	令和6年度
標準保険料率		
標準的な算定方式	3方式 (納付金算定でも同様)	変更なし
標準的な賦課限度額	政令のとおり	変更なし
標準的な賦課割合	応能割：応益割＝ β ：1 均等割指数：平等割指数＝0.7:0.3 (納付金算定でも同様)	変更なし
標準的な収納率	98%を上限に、 市町村ごと過去5年の平均値	変更なし
国保事業費納付金		
医療費水準の反映	医療費水準反映係数 $\alpha = 1$	医療費水準反映係数 $\alpha = 0.5$
高額医療費の共同負担	共同負担は行わない	変更なし
保険給付費等の対象経費の取扱	出産育児一時金、葬祭費、保健事業等を対象経費としない	変更なし
保険者努力支援制度(県分)の取扱	保険給付費(A)から差し引く	変更なし
激変緩和(一定割合) (注1)	一定割合＝自然増＋ δ (δ ＝自然増を超える部分の3/4)	-

(注1) 国保改革前後における被保険者保険料負担の急激な増加を回避するための特例交付金(暫定措置)等による激変緩和措置(平成30年度から令和5年度まで)は、令和6年度以降は円滑な制度移行の観点から廃止となる(厚生労働省通知保国発第1102第1号)。